

下請法コラム 第2回  
親事業者による  
注文品等の受領拒否

弁護士  
大武 英司



今回から、数回にわたり下請法が禁止している親事業者の行為について説明致します。親事業者の禁止行為として挙げられているものは多岐にわたりますが、今回は親事業者による注文品等の受領拒否に関するトラブルについて扱います。

ところで、皆様には、親事業者が下請事業者に対し、注文した物品等の受領を拒んだり(拒まれたり)、受け取った物品を返品したり(返品されたり)するというご経験はないでしょうか?

下請法第4条1項1号では、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。」を親事業者の禁止行為とされており、通常、下請業者が親事業者から製造を委託された製品

は、一定の規格や品質を求められるので、これを他の業者に販売することは困難です。そこで、出来上がった製品が契約の内容と違う場合や予め定められた納期に違反する場合など、下請業者に明らかに不備がある場合を除き、親事業者が注文品等の受領を拒否することができないと下請法は規定しています。

それでは、親事業者が「発注を取り消す」と主張して、注文品等の受領を拒否した場合はどうでしょうか? 発注がせっかく親事業者による受領拒否を禁止しても、「発注を取り消す」という一方的な主張がある場合に受領拒否が認められるとしたのでは、法の意味がなくなります。そこで、下請事業者が仕事に着手している場合には、親事業者は発注の取消しや延期時までにかかった費用相当額を支払わなければならないと考えられております。

このように、親事業者が注文費等の受領を拒否した場合等には、下請法が問題となってきます。

今回は、下請代金の支払遅延や減額に関するトラブルについて触れる予定です。

法改正コラム 第2回  
民法改正2 -契約の解除-

弁護士  
森田 博貴



今月は、先月に続き、民法改正、その中でも特に「解除」をテーマとして法改正情報をご提供させていただきます。

解除とは

まず、民法上の「解除」の概念について簡単にご説明致します。

解除とは、簡単に言うと、債権者が債務者の債務不履行(売買契約で買主が代金を支払わないなど、契約によって負担した義務の履行がされないこと)を理由として、債務者に対する一方的な意思表示により契約を終了させることを言います。

解除された場合、賃貸借など一部の継続的な契約関係を除き、その契約は、契約時点まで遡り最初からなかったものと扱われます。これを、解除の「遡及効」と言います。

変更点

(1) 新民法における重要変更点は、解除の要件として「債務者の帰責事由」が不要となったことです。

(2) 従来、契約を解除するためには、①相手方の債務不履行と、②その不履行が相手方の帰責事由(責めに帰すべき事由)によること、という2つの要件が必要となっておりました。

つまり、現行民法では、先の売買契約の例で言えば、①買主が代金を支払わないことと、②それが買主の責任によること、という2つのことが言えて初めて売主は契約を解除し、買主に渡していた売買目的物の返還を求めることができるのです。

(3) 他方、新民法では、②の要件を充たさなくても解除ができるようになります。すなわち、例えば、上記の例で買主が代金を支払えなかったのが、大震災によって道が寸断され金融システムがストップしてしまったことによる場合、これは買主(債務者)の責めに帰すべき事由とは言えないので、従来の民法では売買契約を解除できませんでしたが、新民法ではこれができるようになるのです。